

第2回「令和5年度食品表示懇談会」にあたっての意見

令和5年11月24日

一般社団法人

Food Communication Compass

代表 森田満樹

第2回「令和5年度食品表示懇談会」の開催にあたり、前回懇談会の内容を踏まえて、以下のとおり意見を提出します。

1. 第1回食品表示懇談会に関する意見

前回懇談会に出席できなかったため、議題の「食品表示制度に関するこれまでの経緯と現在の情勢」について、以下の2点を要望します。

1) 今後の食品表示が目指す方向性に「消費者視点」を

・2015年の食品表示法施行後、度重なる制度の見直しは食品関連事業者だけでなく、消費者にも影響を与えている。「表示の意味がわからない（原料原産地表示の「又は表示」「製造地表示」、遺伝子組換え食品表示の「分別生産流通管理済み」など）」といった声が多く聞かれるようになり、制度が複雑になると、消費者がついていけない現状がある。

・栄養成分表示の義務化など食品表示制度が充実してきたが、容器包装上の表示事項が拡大し、「小さい文字でぎっしり書いてあり、見づらい」「（惣菜など）パッケージの裏面に表示があり、確認しづらい」等の声が増えている。消費者庁が毎年行っている「食品表示に関する消費者意向調査」でも、制度の理解度が低いこと、見づらさに不満を持つ消費者が多いことが明らかになっており、食品表示が活用されていない現状がある。

・前回資料・議論では、消費者からみた食品表示の現状について触れられておらず、消費者視点が欠けていると感じる。食品表示法の基本理念には、消費者の権利の尊重と自立の支援を基本とすることが盛り込まれている。消費者が食品表示を活用するためには、まずは現行制度の「普及啓発」が急務である。今後の食品表示が目指していく方向性の中に、こうした消費者視点をきちんと盛り込んでいただきたい。

2) 国際基準の整合性について、これまでの経緯を参考に検討を

・前回資料で、政府の骨太の基本方針、消費者基本計画工程表で示された「国際基準との整合性」の説明があった。この点でいえば、コーデックス委員会食品表示部会が1985年に「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）」を策定した当

時から日本は関わっており、その後、さまざまな表示制度の検討において一定の考慮がされてきた。

- ・ 2000 年代は厚労省・農水省共催「食品の表示に関する共同会議」（2002～2009 年）が計 45 回開催され、ここでも国際整合性を踏まえた検討が行われた。たとえば、原材料と添加物の区分、原材料の水、複合原材料、添加物、量的表示など議論されたものの、様々な理由のもと多くの項目で整合化が進まなかった。

- ・ その後、消費者庁に食品表示行政が移管され、食品表示一元化検討会が開催されたが、国際整合性については「将来的な表示事項の見直し」に位置付けられた。報告書では「我が国で生活する様々な消費者にとって重要な情報とはどのようなものか見極めた上で、表示事項の見直しを行っていくことが必要である。」とある。

- ・ 一方、食品表示法で義務化された栄養成分表示の検討においては、①消費者における表示の必要性、②事業者における表示の実行可能性、③国際整合性の 3 点を勘案し、対象成分、対象食品、対象事業者、栄養強調表示、表示方法等について整理が行われ、2015 年の食品表示基準に反映された。

- ・ 以上のとおり、これまでも国際整合性を考慮しつつ、現在の食品表示制度がつくられてきた経緯がある。今後、国際基準の整合性を議論するにあたり、これまでの経緯を振り返り、消費者の意向、事業者の実行可能性も踏まえて検討を進めていただきたい。

2. 第 2 回食品表示懇談会に関する意見

1) 諸外国との表示制度の比較について

- ・ 1995 年に WTO がコーデックス規格を国際基準と認定して以降、合理的な理由がない限り、各国の国内制度もその基準を取り入れなくてはならないとされてきた。このため、日本の食品表示もできるだけコーデックス規格に整合させていく方向で検討することが、総論としては望ましい。

- ・ 一方、日本の表示がコーデックス規格（GSLP）と異なる項目としては、原材料と添加物の区分、水の表示の省略、複合原材料、添加物の一括名表示・用途名併記、栄養強化目的の添加物表示免除、量的表示など、多数ある。この中には、かつて整合性について検討されたものの、消費者の意向や事業者の実行可能性など、合理的な理由で整合化できなかったものもある。このように各論においては、整合化が難しい項目もある。

- ・ 一口に整合性といっても、多数ある項目のうち、何を、どのような優先順位で検討していくのか、クライテリアが必要である。これまでの経緯を踏まえ、規制影響評価を含めて検討を進めていただきたい。

- ・ なお、GSLPF は原材料や添加物の規定で省略せずに全て表示することを原則として

おり、諸外国の表示もそれに寄せた制度となっている。一方、日本が表示制度においては、わかりやすさを優先させて、複合原材料の「その他」規定や、添加物の一括名表記など省略規定、例外規定が多い。このため、諸外国と比べると情報量は少ない。国際整合性を踏まえて省略規定を撤廃すると、情報量は増えるが、容器包装面の表示がわかりにくくなることに留意が必要である。

・前回資料 12p の説明で、2019 年度末の「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」で、赤枠で囲った「栄養強化目的で使用する添加物」の表示免除規定については、原則全て表示する方向で検討が進んでいるとあった。この項目は日本独自の制度であり、コーデックスや諸外国との整合性を踏まえると、最優先で取り組むべき項目であることは論を待たない。

2) 個別品目ごとのルールについて

・旧 JAS 法において 1971 年より個別品目に品質表示基準がつくられ、2000 年に品目横断的な品質表示基準を制定した後も残り、食品表示基準の別表に移行した。名称、形状、大きさ、使用される原材料等について定義されているこれらの基準は、昭和の時代につくられたもので、令和の時代に合わない事項も多く見られる。

・かつて食品表示一元化検討会で「個別品質表示基準を撤廃し、横断的なルールに統一してわかりやすくすべき」と問題提起したが、議論は行われず、報告書には「将来的な表示事項の見直し」に位置付けられた。

・2013 年に食品表示法が告示された後、消費者委員会食品表示部会で府令を策定するために「加工食品の表示に関する調査会」が開催された。ここでも「現状と実態が合っていない表示の定義は見直すべき」と意見があったものの、検討の時間が足りなかった。このとき委員から「個別品質表示基準に関しては業界の意見等を聞きながら、食品表示法の目的に照らし、整理できるものは整理してもらいたい」と要望が出ており、懸案事項とされた。

・これまで十分に検討されてこなかった個別品目のルールについて、これから時間をかけて見直すべきである。基準の中には、個別の定義があることで一定の品質を担保し消費者の誤認を招かないようにしてきたものもあり、合理的な理由があって残したほうがよいものもあるだろう。公正競争規約についても同様である。今後は業界の意見、消費者の意向等を聞きながら、わかりやすい食品表示に向けて検討を進めていただきたい。

以上